

令和2年第4回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和2年12月 1日
本日の会議 令和2年12月11日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	主査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
教育 長 勝本真二君	総務部長 中嶋敏純君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 日名子達也君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 志田純子君
水道局長 辻田正行君	会計管理者 田中一之君
教育次長 山本昭彦君	総務課長 荒木秀一君
秘書広報課長 中村元則君	

会議録署名議員

6番 安部都議員 7番 内村博法議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分
閉会 10時30分

令和2年第4回長与町議会定例会
議事日程（第4号）

令和2年12月11日（金）
午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	87	町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	※総文
2	88	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	※総文
3	89	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	※産厚
4	90	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
5	91	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	※産厚
6	92	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	※産厚
7	94	町道路線の廃止について	※産厚
8	95	町道路線の認定について	※産厚
9	97	令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）	※総文
10	98	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	※産厚
11	99	令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	※産厚
12	報告21	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
13	報告22	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
14	報告23	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
15	100	和解及び損害賠償の額を定めることについて	
16	発委5	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書	
17	—	議員派遣の件	
18	—	委員会の閉会中の継続審査・調査申し出	

※付託された委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。委員会審査、大変お疲れさまでした。

ただいまから本日の会議を開きます。日程第1、議案第87号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、日程第2、議案第88号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

おはようございます。それでは、本会議で総務文教常任委員会に付託された議案の審査結果について報告いたします。審査期間は令和2年12月4日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職並びに職員を招き、審査を行いました。まず議案第87号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてですが、提案理由、主な内容は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、町長等が職務を行う中で、善意でかつ重大な過失がない場合における損害賠償責任の一部免責に関し新たに制定する条例。賠償責任の請求は住民監査請求に基づく場合と、住民監査請求に基づかない場合が想定される。第1条は本条の趣旨、第2条は基準給与年額に各号の数を乗じて得た額の賠償の限度額と定めるもの。附則では、本条例の施行は公布の日からとするという説明を受けました。なお、本条例の制定には、地方自治法243条の2第2項で監査委員の意見を聞かなければならないとし、既に議会より監査委員の意見を求め、監査委員からは妥当との判断の意見が提出されたことを確認し、審査に入りました。主な質疑では、質疑、一部免責の条例ができる背景は何かに対し、職員の法令の解釈誤りや善意で軽過失であっても結果的に負担できる範囲を超えた額が個人の責任となり、地方自治法の改正で限度額を定めるようになった。質疑として、重大な過失はどのような行為かに対し、答弁では違法な職務を行った場合。質疑、近隣自治体の条例制定の状況はに対し、長崎市、佐世保市、松浦市、東彼杵町、川棚町で制定されていることは確認していると答弁がありました。質疑、給与基準年額の各号乗じた額とはどれくらいかに対し、答弁では町長で約8,300万円、副町長で約4,500万円、教育長で4,200万円となるという答弁でした。質疑、交通事故等も対象になるのかに対し、本条例は、住民訴訟に基づく損害賠償で、違法な職務に対し訴訟で賠償額が確定したのに対して適用されるもので、交通事故は国家賠償法に基づく損害賠償で、町が被害者に対し賠償額を支払うもので、職員に重大な過失があった場合は、町は職員に対し求償を求めることになり、法の適用が分かれているという答弁でした。質疑、住民訴訟の判決の判断は裁判所が行うが、本条例は裁判所の判断への影響や住民訴訟の抑止にならないかに対し、免責条例が制定されても緊張感を持って職務を行うことは変わらない、免責額を定めても賠償額は大きい、住民訴訟の抑止にはならないと考えている。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第88号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について。提案理由、主な内容は、地方公務員法第28条第2項の規定に基づき、職員の失職の例外規定を新設するもので、職員が禁固刑以上の刑の執行の場合、執行猶予がつき任命権者が情状を考慮して、特に必要があると認めるときに限り失職を免れる条例。附則は、公布の日から施行するという説明を受けて審査に入りました。主な質疑では、質疑、条例改正の背景は何かに対し、職員が車を運転する機会が多くなり、主に交通事故で、状況においては禁錮刑以上で失職となり、職を失うことになる。情状の余地がある場合は職を失うことがないようにするのが目的である。質疑、失職を免れる場合の基準は何かに対し、禁錮刑以上で情状の余地があると判断した場合に限り適用する。質疑、地方公務員法第16条では採用試験の欠格事項に執行猶予は該当する。職員採用の欠格事項の変更はあるのかに対し、地方公務員法では採用者の執行猶予の欠格事項の変更はない。本条例は現職員の事項に関するもの。

以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきと決しました。

以上報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第87号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第88号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第87号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

先程、委員長報告では全会一致と報告をいたしました。委員長は表決権がありませんのでこの場で討論をさせていただきたいと思っております。私は、議案第87号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について反対の討論を行います。首長などが高額な賠償請求を恐れ、萎縮し思い切った政策判断がしにくくなることを防ぐために法の改正が行われました。首長などの善意で重大な過失が無いときは賠償額の上限を設け、それ以上は免責できるとする条例であります。善意でかつ重大な過失が無いというときの判断は裁判所において行われるということでもあります。国会での審議で、この一部免責の条例を定めるということは、裁判所にとってみたら、判断にどういう影響をもたらすのかという質問に対し、総務省は条例を制定した場合には、裁判所においてまず故意過失の有無だけではなく、当事者の主張に基づいて軽過失か重過失か、条例の適用の有無についての判断が前提となると。これが判断されるということで考えているという答弁がっております。条例があるということで、裁判所の1つの判断になると答弁している

のです。条例があることで軽過失の判断も出てくる。やはりその判決が促される懸念が拭えません。この法改正について日弁連でも、免除額の設定が住民訴訟による違法行為の抑止効果を減殺する可能性があるとして主張しております。住民監査請求や住民訴訟に抑止効果をもたらす懸念がある。そうした問題がある条例制定については反対いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第87号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第88号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第88号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第89号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から、日程第8、議案第95号町道路線の認定についてまでの6件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○5番（中村美穂議員）

おはようございます。令和2年第4回定例会本会議におきまして、産業厚生常任委員会に付託された議案等について報告いたします。審査日は令和2年12月4日から7日。委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職、その他関係職員を招き審査いたしました。議案第89号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由の概要といたしましては、本議案は個人の所得計算における給与所得控除及び公的年金控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げる令和3年1月1日施行の所得税法における個人所得課税の見直しの影響により、国民健康保険税の負担水準に関し、意図せざる影響や不利益が生じないよう、国民健康保険税の軽減判定所得について所要

の改正を行うもの。附則では、本条例の施行日を令和3年1月1日からとし、改正後の規定は令和3年度から適用する。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、不利益が生じないようにということだがどのような内容かに対し、保険税の軽減判定については基礎控除前の段階で判定するため、そのままだと軽減判定に外れる方が出てしまう。そうならないよう基礎控除前の段階で同額を引き上げ、不利益が出ないようにするものという答弁でした。今回の改正で保険税が上がる人はいないのかに対し、軽減判定の拡大で恩恵を受ける人はいるが不利益が生じる人はいないとの答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第90号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の概要といたしまして、本議案は地方税法等の一部を改正する法律により本条例附則第2条中、特例基準割合の呼称を延滞金特例基準割合に改めるもの。附則では、本条例の施行日を令和3年1月1日からとし、同日以降の延滞金について適用する。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、特例基準割合に敢えて延滞金という字句を追加して変更する理由は何かに対し、特例基準割合として延滞金、還付加算金、猶予などがあり、これまで同じ文言で処理していたが、これが細分化され改正に至ったとの答弁でした。今回の改正で延滞金の率が変わるのかに対し、文言の改正のみであり、直接的な影響はないという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第91号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由の概要といたしまして、本議案は地方税法等の一部を改正する法律により、本条例附則第5項中、特例基準割合の呼称を延滞金特例基準割合に改めるもの。附則では、本条例の施行日を令和3年1月1日からとし、同日以降の延滞金について適用する。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、これが改正されて延滞以外についての条例改正はないのかに対し、特例基準割合には延滞金、還付加算金、利子税などがあるが、介護保険料については延滞金の特例を地方税法に準じて適用しているのみであり、延滞金以外の改正はないという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第92号長与町都市公園条例の一部を改正する条例の提案理由の概要といたしまして、本議案は中尾城公園に設置しているスパイラルスライダーについて、今後使用しないことから本条例に定めるスパイラルスライダーに関する規定を削除するもの。附則では、公布の日から施行する。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、スパイラルスライダーの撤去についての見解はどうかに対し、公園の長寿命化の中で撤去も補助対象に入れることが可能ではないかと検討しているので、そうできれば早目に行いたいと考えているという答弁でした。スパイラルスライダーは町のランドマークとして交流人口の増加に非常に役に立っていると聞いていたが、交流人口の減少対策は何か構想はあるのかに対し、1万人の入場者が減っている。中尾城公園のリニュー

ーアルもまだ白紙だが考えていきたいという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第94号町道路線の廃止について。提案理由の概要といたしまして、本議案は道路法第10条第3項の規定により町道路線を廃止するもの。対象路線は高田南土地区画整理事業地内の道路整備に伴い、新たに認定を行うため、現町道6路線を廃止するもの。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、廃止路線は高田南土地区画整理事業の道路だがこのままではだめなのかに対し、路線の名称として区画道路何号線とか特殊道路何号線となっており、地域が不明のため一旦廃止をして、改めて認定し供用開始する。区画道路と特殊道路の定義は何かに対し、区画道路は車が通れる道路、特殊道路は車が通れない歩道として区別しているという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第95号町道路線の認定についての提案理由の概要といたしまして、本議案は道路法第8条第2項の規定により町道路線の認定を行うもの。対象路線は高田南土地区画整理事業地内の道路整備に伴い、議案第94号で廃止した路線を新たに認定し直す6路線、池山土地区画整理事業地内の道路整備に伴い、新たに認定する6路線、公衆用道路の帰属により新たに認定する日当野4号線、壱町田線の2路線、以上14路線の町道認定という説明がありました。主な質疑といたしまして、消火栓や消防設備は整備されているのかに対し、担当ではないが消火栓等については開発の段階で協議されているものと思われる。

主な質疑は以上のとおりで、全路線について現地調査を行い、各路線の延長、幅員を確認いたしました。全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第89号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第90号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第91号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第92号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第94号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第95号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第89号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第89号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第90号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第90号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第91号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第91号長与町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第92号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第92号長与町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第94号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第94号町道路線の廃止についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第95号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第95号町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第97号令和2年度長与町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○12番(河野龍二議員)

それでは、議案第97号令和2年度長与町一般会計補正予算(第6号)の総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。本議案の提案理由、主な内容は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億5,885万7,000円を追加し、総額を193億541万6,000円とする。繰越明許費は2件、債務負担行為補正追加2件、なお、各所管ごとに詳細の説明を受け、審査を行いました。主な質疑では、まず総務部では、質疑、電子計算費のテレワーク導入の一般備品購入は非常時以外は保管をしておくのかに対し、庁舎内のグループウェアを様々な機能を一括して行えるシステムに整備し、平常時でもまずは管理職向けにペーパーレス会議などに活用していきたい。質疑、購入内容にタブレットなど貸し出しセットがあるが具体的な使用方法はに対し、テレワーク事業と名称がついているが平常時でも利用し、かつテレワークでも利用が可能になるよう機器の購入を考えている。質疑、今回の環境整備で庁舎4階でのタブレット使用は可能かに対し、インターネット回線を無線LAN化すれば可能と思う。質疑、防災対策費の一般備品購入費のパーテーション400個の保管場所はに対し、前回提案した防災倉庫と各学校施設に保管を考えている。質疑、パーテーションのスペックはに対し、ワンタッチで設置可能で140から150センチメートルで中が確認できる仕様となっている。住民福祉

部では、質疑、児童館の工事は工事の変更で対応できなかったのかに対し、工事を行う中で想定していなかった箇所が見つかり、予算が不足しているため今回追加の補正を行った。健康保険部では、保健衛生費のウォーキング事業CM制作委託料の内容はに対し、スポットCMとして2局での放映を希望している。CMの動画制作も含め計上している。質疑、ウォーキング事業とCMの内容はに対し、町内店舗にカードを設置し、カードを集め、枚数に応じて参加賞を渡すものと、町の景観を写真に撮りフォトグランプリを行う。3月の1か月の期間で参加できるイベント。健康と町の魅力を確認できるイベントに町内外からの参加を呼びかけるCM。質疑、3月の忙しい時期に行うべきイベントなのかに対し、秋に大規模なウォーキングイベントを開催してきた。次年度から春と秋に健康ポイント事業として継続していきたいと考えている。質疑、コロナ関連の交付金との説明だが、予算の内示は受けているのかに対し、10月頃に要求ベースで内示を受けている。建設産業部では、質疑、ふるさと納税の増額の要因はに対し、返礼品数が75品目から234品目に増えたのが要因と考える。質疑、最新の寄附額は幾らかに対し、11月末時点で3,994万9,000円、昨年同時期の1.3倍となっている。質疑、残りの月数で増額分の寄附が可能と考えているのかに対し、昨年12月だけで2,500万円の寄附があった。1.3倍と算出すると3,000万円を超えるのではないかと期待している。質疑、都市計画マスタープラン作成の調査とはどのような調査を行うのかに対し、都市計画マスタープランはまちづくりの基本指針で、調査内容は土地利用や過去10年間の開発、新築などの利用状況を先行して行うもの。質疑、今年度の当初予算で計上すべきではなかったのかに対し、今年度は基本構想の検討もあり今年度当初予算では計上しなかった。教育委員会では、質疑、成人式の対象人数はに対し、対象者は434名、例年80%の参加で350人ほどの参加を見込んでいる。質疑、文化ホールで開催できなかった場合、会場を町民体育館に設定するのはなぜかに対し、文化ホールは600人の収容が可能だが、コロナ対策で制限がかかれば利用できない。町民体育館はフロアで510人、2階で200席あるので対応が可能。質疑、電子図書館システム使用料はどのような契約かに対し、コンテンツの使用料が書籍によって使用期間が2年間、もしくは52回と制限がある。一部永年使用できるものもある。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第97号令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）を採

決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第98号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、日程第11、議案第99号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算(第3号)の2件を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○5番(中村美穂議員)

議案第98号、議案第99号について報告いたします。議案第98号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の提案理由の概要といたしまして、今回の補正は、基幹システム改修のため、歳入歳出それぞれ88万円を追加し、補正後の予算総額を5億3,935万3,000円とするもの。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、システム改修費用はどのように決まるのかに対し、システム改修費用は広域連合が決めているのではなく、市町によって持っているシステムが違うため市町ごとに違ってくるという答弁でした。当初で予算を組んでいなかった理由は何かに対し、当初予算編成時広域連合のシステム改修が明確に示されておらず、今年度途中で改修の仕様が示されたので、このタイミングで補正することとなったという答弁でした。

主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第99号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由の概要といたしまして、今回の補正は、介護報酬改定等に伴うシステム改修のため、保険事業勘定の既定の予算総額に歳入歳出それぞれ508万5,000円を追加し、補正後の総額を35億285万6,000円とするものという説明がありました。主な質疑といたしまして、システム改修の内容と当初予算にシステム改修業務委託料300万円とあるが、これに追加で500万円ということなのかに対し、基幹システムの介護保険の部分に関する改修と介護の認定、審査のため被保険者のデータを扱う介護認定支援システムの改修の2つの改修委託を行うが、見積もりの段階で797万5,000円となり、既定予算の残額で不足する額508万5,000円を今回補正計上しているという答弁がありました。システム改修委託の契約は何社くらいの入札をして契約するのかに対し、競争入札ではなく1社の随意契約になる予定であるという答弁がありました。主な質疑は以上のとおりで、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(山口憲一郎議員)

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第98号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第99号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第98号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第98号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第99号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第99号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、報告21和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてから、日程第14、報告23和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてまでの3件の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告21から報告23につきましては、所管をしております建設産業部長より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

おはようございます。それでは、報告21から報告23までの和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして報告をいたします。本報告は、岡岬町営住宅駐車場敷地内で発生をいたしました物損事故に係るもので、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解及び損害賠償の相手方

につきましては、損害を与えている点を考慮し氏名等を黒塗りとしております。事故の概要でございますが、令和2年9月7日午前、台風10号の強風により岡岬町営住宅A棟の屋根瓦と木材が岡岬町営住宅駐車場に飛散し、駐車してありました契約車両の一部を破損させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割とし損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し双方とも一切異議請求の申し立てを行わないことを確認するものでございます。それでは、この和解による専決処分日及び損害賠償の額につきまして報告をさせていただきます。報告21、専決処分日令和2年12月1日、損害賠償額49万9,741円でございます。報告22、専決処分日令和2年12月2日、損害賠償額35万6,000円でございます。報告23、専決処分日令和2年12月2日、損害賠償額93万7,596円でございます。今後も町営住宅の管理を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第15、議案第100号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第100号和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、提案理由を申し上げます。本議案は、先程話が出ましたけれども、岡岬町営住宅駐車場敷地内で発生いたしました物損事故に係るもので、損害賠償の相手方との間で和解及び損害賠償の額が合意いたしましたので、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。なお、和解及び損害賠償の相手方につきましては、個人情報に配慮をいたしまして氏名をAと記載させていただいております。事故の概要でございますけれども、令和2年9月7日午前、台風10号の強風によりまして岡岬町営住宅A棟の屋根瓦と木材が岡岬町営住宅駐車場に飛散し、駐車してありました相手方の契約車両の一部を損壊させたものでございます。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割とし損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し双方とも一切異議請求の申し立てを行わないことを確認するものでございます。また、この和解による損害賠償の額は、損害額の10割相当額の119万6,000円でございます。今後も町営住宅の管理を徹底し再発防止に努めてまいります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

ただいまの議案第100号の次のページ、上から3行目、第96条第1項、第12項、

及び第13項の規定によりと印字をされておりますが、第12号及び13号の誤りでございます。訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（山口憲一郎議員）

ただいま訂正がありましたけども、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第100号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第100号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第100号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第100号和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、発委第5号核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書を議題とします。ただいま議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

岩永議会運営委員長。

○10番（岩永政則議員）

それでは、発委第5号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。御承知のように、本年10月核兵器禁止条約の批准国が50か国に達し、年明けには、1月でございますが、同条約が発効することとなりました。この条約の内容を包括的実効性の高いものにしていくとしていくためには、核保有国をはじめ、より多くの国が条約に参加しなければなりません。長与町は長崎市とともに被爆地であり、本町においても平成6年「平和で安全な町」宣言を行い、核兵器の速やかな廃絶を訴えています。よって国におかれましては、非核三原則を堅持しつつ立場の異なる国々の橋渡しに努め、核兵器のない社会の実現に向けた国際社会の取り組みをリードするよう強く要望し、唯一の戦争被爆国として1日も早く核兵器禁止条約の署名・批准を行い、それまでの間はオブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加す

ることを求める意見書を提出するものであります。なお案文につきましては、お手元に配布のとおりでありますので朗読を省略させていただきます。御審議のほど、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

ただいま議題となっております発委第5号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略します。

お諮りします。本案については、質疑、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、発委第5号は、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発委第5号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出については議長に一任願います。

日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第18、委員会の閉会中の継続審査、調査申し出を議題とします。長与町基本構想に関する調査特別委員長、議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から、目下委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査、調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会にあたり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは閉会にあたり、一言御挨拶をさせていただきます。去る12月1日に開会していただきました令和2年第4回長与町議会定例会も本日閉会となりました。各議案につきましては、慎重に御審議を賜りましたことに心より御礼を申し上げます。また、11名の議員から一般質問をいただき、町政の発展の立場から御指摘を賜りました。重ねて感謝申し上げます。皆様からの御指摘、御指導、御提案につきましては、真摯にこれからも取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、幸福度日本一のまちを目標に、職員とともに全力で取り組んでまいりますので、皆様方の御指導、御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。さて、今年1年を振り返りますと、御審議をいただきました議案が100件、また延べ41名の議員の皆様方から御質問を頂戴いたしました。答弁申し上げます件につきましては、誠心誠意、実現に向けて努力をしてみたいと考えておりますので、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げます。ここで1点お願いを申し上げます。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を国の費用負担で円滑に進めるための改正予防接種法が12月2日に成立いたしましたところでございます。日本での実用化に向けては、今後、国内での臨床試験において日本人への有効性や安全性を確認したのち、早ければ今年度中に接種が始まる予定でございます。接種は市町村が主体となり実施いたしますので、医療機関と密接に連携をしながら体制整備を行う必要がございます。早急に対応すべき場合には、既定予算を弾力的に活用するなど臨機応変に対応させていただき、接種体制の整備を進めてまいりたいと考えております。引き続き感染を防止するための対策に取り組みますとともに、今後の動向などを注視してまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。さて、これから年の瀬を迎えるわけですが、どうか議員各位におかれましては健康に十分に御留意いただき、素晴らしい年をお迎えいただきますよう心から御祈念申し上げます。今年一年でございましたけども大変お世話になりました。心から感謝申し上げ、お礼の言葉に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これにて会議を閉じます。

これで令和2年第4回長与町議会定例会を閉会します。皆様お疲れ様でした。

（閉会 10時30分）